

## 主 文

原判決及び第一審判決を破棄する。

被告人を免訴する。

## 理 由

職権により調査すると、本件については、平成元年政令第二七号により大赦があつたので、刑訴法四一一条五号、四一三条但書、四一四条、四〇四条、三三七条三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官関場大資 公判出席

平成元年四月二五日

最高裁判所第三小法廷

|        |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|
| 裁判長裁判官 | 坂 | 上 | 壽 | 夫 |
| 裁判官    | 伊 | 藤 | 正 | 己 |
| 裁判官    | 安 | 岡 | 滿 | 彦 |
| 裁判官    | 貞 | 家 | 克 | 己 |